

災害時におけるボランティア支援に関する協定書（案）

ひょうごボランティアプラザ（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 335-A 地区（以下「乙」という。）は、関西広域連合とライオンズクラブ国際協会 335 複合地区が平成 27 年 5 月 17 日付けで締結した「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」（以下「広域連合協定書」）に基づき、甲と乙の間における同協定書第 3 条の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害発生時に災害救援ボランティア活動に対する支援が速やかかつ効果的に行うことができるよう、甲と乙の間における広域連合協定書第 3 条の支援の内容その他必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第 2 条 甲が、乙の域内の被災地（以下「被災地」という。）において活動するボランティアを支援するため、本協定により乙に対し協力を要請する広域連合協定書第 3 条の支援の内容は、次の事項とする。

- （1）甲又は県内市区町社会福祉協議会（以下「甲等」という。）が実施するボランティアバス事業（ボランティアを募り、当該ボランティアが乗車した被災地までの往復バスを運行する事業）にかかるバス借上料（バス借上料に付随する運転手経費、有料道路通行料、駐車場代、消費税等を含む。）として必要な経費の助成
- （2）前号以外の支援の必要が生じた場合において、甲及び乙が協議の上定める事項

（支援の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲に対し、支援を実施するものとする。

（支援の表示）

第 5 条 甲等は、第 2 条に掲げる支援を受けて事業、活動等を行うに当たっては、当該事業、活動等につき乙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(助成金の受入れ、交付)

第7条 第2条第1号に掲げる支援にかかる助成金の受入れ及び当該助成金の県内市区町社会福祉協議会への交付は、甲が行う。

(情報の交換)

第8条 甲は、被災地に設置されるボランティアセンターの開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月24日

(甲) 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
ひょうごボランティアプラザ
所長 室崎 益輝

(乙) 神戸市中央区港島中町6-10-1
神戸ポートピアホテル南館5F
ライオンズクラブ国際協会 335-A地区
地区ガバナー 岡村 武和